

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	防火対象物の定期点検報告の特例認定		
根 拠 法 令 名	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）	(条項)第 8 条の 2 の 3 第 1 項	
基 準 法 令 名	消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 消防法施行規則（昭和 36 年自治省 令第 6 号）	(条項)第 8 条の 2 の 3 第 1 項 第 4 条の 2 の 8 第 1 項	
所 管 部 署	消防局	予防課	設備係
標 準 処 理 期 間	3 0 日	法 定 処 理 期 間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 消防法 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 消防法（以下「法」という。）第 8 条の 2 の 3 第 1 項各号に掲げる要件を満たすことを基準とする。その内容は次のとおり。 申請者が防火対象物の管理を開始した時から 3 年が経過していること。 過去 3 年以内において法第 5 条第 1 項、法第 5 条の 2 第 1 項、法第 5 条の 3 第 1 項、法第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、法第 8 条の 2 の 5 第 3 項又は法第 1 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと。 過去 3 年以内において法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定による取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。 過去 3 年以内において法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検及び報告がされていること。 過去 3 年以内において法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による報告について虚偽の報告がされたことがないこと。			

過去３年以内において法第８条の２の２第１項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと。

防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令に遵守の状況が優良なものと
して総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。

なお、「点検基準」の詳細については、消防法施行規則第４条の２の６、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める告示（平成１４年消防庁告示第１２号）及び消防法施行規則第４条の２の６第１項で定める点検基準に係る点検要領等について（平成１４年消防令第１２５号）に定められおり、それらが記載された図書は所管課において備え置く。

参 考

（根拠法令等）

法第８条の２の３第１項

消防長又は消防署長は、前条第１項の防火対象物であって次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。

申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から３年が経過していること。

当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。

イ 過去３年以内において第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第８条第３項若しくは第４項、第８条の２の５第３項又は第１７条の４第１項若しくは第２項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。

ロ 過去３年以内において第六項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。

ハ 過去３年以内において前条第１項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。

ニ 過去３年以内において前条第１項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。

前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。

規則第4条の2の8第1項

法第8条の2の3第1項第3号の総務省令で定める基準は、同条第2項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

第4条の2の6第1項に規定する基準に適合していること。

前号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていること。

法第17条の3の3の規定を遵守していること。

前各号に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準に適合していること。

審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。